

ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条（規約の適用）	2
第2条（サービスの提供）	2
第3条（契約の単位）	2
第4条（契約申込の方法）	2
第5条（契約申込の承認）	2
第6条（契約内容の変更）	3
第7条（契約者が行う契約の解約）	3
第8条（当社が行う契約の解除等）	3
第9条（契約の解約に係る責任）	3
第10条（契約者情報の取扱い）	3
第11条（譲渡の禁止）	3
第12条（利用料金）	3
第13条（責任の制限）	4
第14条（サービスの変更又は終了）	4
第15条（契約者名義が異なる場合の取扱い）	4
附 則.....	4

第1条（規約の適用）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）が「IP通信網サービス契約約款」（以下「ドコモ光約款」といいます。）に基づき提供するIP通信網サービス（以下「ドコモ光」といいます。）で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するために「ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 当社が別に定める長崎ケーブルメディア 総合契約約款及びインターネットサービス利用規約（以下「当社約款等」といいます。）は、本サービスの性質に反しない限り、本規約について、準用します。当社と本サービスの加入契約を締結するもの（以下「契約者」といいます。）は、準用される当社約款等を承諾したものとします。なお、本規約の定めと当社約款等の定めが異なる場合には、本規約に定める内容が優先されます。

3 当社約款等に定めるインターネットサービスの加入者が、当社との加入契約に代えてドコモ光契約（タイプC）を締結（以下「転用」といいます。）した場合、転用したサービスの各種割引は停止されることがあります。ただし、転用後は当社が別に定める割引が適用されることがあります。当社が別に定める割引規定と本規約の定めが異なる場合には、本規約に定める内容が優先されます。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、長崎ケーブルメディア 総合契約約款に規定する最低利用期間を準用しないものとします。

5 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（サービスの提供）

当社は、次の各号に規定するドコモ光のサービスタイプにおいて本サービスを提供します。

- (1) ドコモ光 タイプC 戸建タイプ
- (2) ドコモ光 タイプC マンションタイプ

第3条（契約の単位）

当社は、ドコモ光1利用契約に対し、1の本サービス契約を締結します。

第4条（契約申込の方法）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約及びドコモ光約款に同意し、かつ、当社所定の手続に従って契約申込の手続を行うものとします。その際、当社は公的な証明となる書類（当社が承認した場合は、書類の写しも可）の提示を求めることがあります。

第5条（契約申込の承認）

本サービスの契約申込にあたり、NTTドコモによるドコモ光の契約申込の承認が必要です。

2 本サービスの契約申込について、当社による承認をもって契約締結とします。

3 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約申込を承認しないことがあります。また、当社は、承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負う

ことなく、その承認を取消することができるものとします。

- (1) 長崎ケーブルメディア 総合契約約款に規定する加入契約申込の承認の取消事由に該当する場合
- (2) その他、当社の業務遂行上著しい支障がある場合

第6条（契約内容の変更）

本サービスを利用するドコモ光のサービスタイプが変更になる場合、第2条（サービスの提供）の内容も変更します。

第7条（契約者が行う契約の解約）

契約者は、本サービス契約を解約しようとするときは、NTT ドコモが定める方法により、契約者から NTT ドコモへ届出るものとします。

第8条（当社が行う契約の解除等）

当社は、契約者が本規約又は当社約款等に違反した場合、本サービス契約を停止又は解除します。

2 契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止又は解除された場合におけるその事実を、当社が NTT ドコモへ通知することに同意するものとします。

第9条（契約の解約に係る責任）

当社は、第7条（契約者が行う契約の解約）、第8条（当社が行う契約の解除等）による本サービス契約の解約に伴い発生する契約者が被る不利益事項について、いかなる責任も負わないものとします。

第10条（契約者情報の取扱い）

契約者は、当社と NTT ドコモとの間で、本サービスの提供を目的として次の各号に定める事項を相互に通知することに、予め同意するものとします。

- (1) 本サービス及びドコモ光の契約申込手続の処理状況
- (2) 本サービス及びドコモ光の契約変更にかかる事実
- (3) 本サービス契約の内容
- (4) 契約者からの問合せ内容
- (5) 契約者の利用料金等支払状況

第11条（譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを受ける権利を譲渡することはできません。

第12条（利用料金）

本サービスの料金に係る債権は NTT ドコモに譲渡し、本サービスに対応するドコモ光の利用料金としてドコモ光約款の定めに基づき NTT ドコモより請求いたします。

2 前項の規定にかかわらず、当社約款等に定める付加機能の料金については、当社より請求いたします。

3 前項の規定により、当社が請求した付加機能の料金について、契約者が当社の定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は本サービス契約を解除します。

4 NTTドコモは、第1項に基づいて当社より譲り受けた本サービスの利用料金にかかる債権を、債権回収業者等のNTTドコモが指定する事業者に再譲渡することができるものとし、契約者はこれに同意するものとし、

第13条（責任の制限）

契約者の責めに帰すべからざる事由により、契約者が本サービス又はドコモ光回線を全く利用できない状態が24時間以上継続して生じた場合、契約者は、ドコモ光約款の定めに従い、本サービス又はドコモ光回線を全く利用できなかった時間（24の倍数に限ります。）に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとし、

なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、既に契約者が支払いを完了していた場合には、ドコモ光約款の定めに従い、NTTドコモがこれを返還するものとし、

また、当社は、本サービス又はドコモ光回線を利用できなかったことに起因する契約者の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、契約者はこれを予め承諾するものとし、

第14条（サービスの変更又は終了）

当社は、事前に通知をした上で、本サービスの内容を変更又は終了することができるものとし、

2 当社は、前項による本サービスの内容の変更又は終了について、当社の故意又は重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、いかなる責任も負わないものとし、

第15条（契約者名義が異なる場合の取扱い）

本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合で、かつ、本サービス及びドコモ光の契約申込を、当社及びNTTドコモがそれぞれ認める場合、会員はISP料金にかかる責務を当該ドコモ光の契約者がドコモ光約款の定めに従い引き受けることに同意するものとし、

2 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合において、第13条（責任の制限）に基づく本サービスの料金の免除又は返還の必要が生じた場合には、NTTドコモはドコモ光の契約者名義に対してのみこれを行うものとし、

附 則

（実施期日）

本規約は、2021年3月1日より実施します。

本規約は、2022年4月1日より改訂の上、実施します。